

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認 2021年4月26日

東京都作業部会確認 2021年4月28日

事業名 共同実施事業(オペレーション)

案件名 晴海選手村宿泊施設等の原状回復協定に係る基本協定書について

確認の視点	組織委員会の見解	備考
<p>経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該協定は、2020 年度 11 月に契約締結した都と特定建築者の定期建物賃貸借契約及び都と組織委の建物使用賃貸借契約に基づき、本件建物の明渡しの円滑な実施を図るために締結するものである。</li> <li>・協定の概要は、都、特定建築者及び組織委員会が協議の上、本件建物の明渡し後に特定建築者が実施する本件建物の原状回復に関わる清掃の具体的な範囲、内容、金額等及び大会後の明渡し日までのスケジュールなどについて定めるものである。</li> <li>・本件建物の原状回復に関わる清掃とは、オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会期間中の一時使用に伴う、原状回復工事前の内容確認のための清掃、及び転用のための配管洗浄等である。</li> <li>・以上より、大枠合意に基づき、パラ経費相当分の 1/4 を都が負担する妥当性あり。</li> </ul>	
<p>事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選手村の運営は組織委員会が全面的に担うことから、組織委員会が本件を一括執行する合理性が認められる。</li> </ul>	

経費の内容等が必要性(必要な内容、機能かなど)、効率性(適正な規模、単価かなど)、納得性(類似のものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること	必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第32回オリンピック競技大会及び東京2020パラリンピック競技大会の選手村における宿泊施設等の整備等に関する基本協定書」に基づき、組織委員会は選手村施設の原状回復に関し、都に対してその責任を負い、原状回復及び原状回復工事にかかる費用を負担する。なお、「選手村仕様新設工事及び選手村仕様解体工事の施工及び工事管理業務に関する基本協定書」に原状回復工事前の内容確認のための清掃、及び転用のための配管洗浄等も原状回復工事の範囲内とし、使用者である組織委員会が負担すると定めている。</li> <li>・大会後に宿泊棟を新築として販売するため、また複合施設を新築として利用するために、損傷の有無にかかわらず必ず清掃作業は必要である。</li> </ul>	
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スケジュールや工事の効率性を重視し、建物明渡し後に、内装解体工事や特定建築者の改修工事と併せて行ってもらっていることになっている。</li> <li>・特定建築者及び東京都との協議の結果、効率的な清掃作業を実施するため、一部清掃の方法を変更してもらうことなどによりコスト削減を図った。</li> </ul>	
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃単価は、市場価格との比較で査定しており、適正である。</li> <li>・一部市場価格が確認できない事項は、建築保全業務労務単価表技術者区分の、清掃員Aの単価で査定している。</li> </ul>	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事業はパラリンピック大会時を含め、選手村運営のために必要な経費であり、大枠合意に基づく公費負担の対象として適切といえる。</li> <li>・当該経費はV5の予算の範囲内であることを確認している。</li> <li>・引き続き、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組む。</li> </ul>	

\* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。